

KONAN UNIVERSITY

ドイツにおける部分価値減価記入に関する連邦財務省(BMF)通達について

著者	久保田 秀樹
雑誌名	甲南経営研究
巻	55
号	3
ページ	1-20
発行年	2015-01-15
URL	http://doi.org/10.14990/00002150

ドイツにおける部分価値減価記入に 関する連邦財務省 (BMF) 通達について

久保田 秀樹

1 はじめに

2014年1月17日に税務上の部分価値 (Teilwert) 減価記入というテーマについての連邦財務省 (BMF) 通達の草案が、2014年2月28日までの団体ヒアリングに提出された。団体ヒアリングにおける特別な重点は、継続が予測される価値減少の事実構成要件の新解釈であった (Hörhammer 2014, S. 497)。連邦財政裁判所 (BFH) は、これについて2つの判断を明らかにしている。当初、上場された固定資産の相場変動は常に一時的な価値減少のみを示すにすぎず、それに応じた部分価値減価記入はできないことを2000年2月25日付の BMF 通達は規定していた。それに対して、BFH は、既に2007年9月26日の判決で、決算日の相場価値が調達原価以下に下がり、即時の価値回復の具体的根拠がない場合、上場された持分における、継続が予測される価値減少を前提とすることができるという判決を下した。税務当局は、2009年3月26日付の BMF 通達で、最初の BFM 通達における対応する箇所を廃止した (Hörhammer 2014, S. 497)。

BFH は、2007年9月26日の判決では、上場された株式の決算日のすべての下落が部分価値減価記入に値するかどうかについては未解決のままであっ

ドイツにおける部分価値減価記入に関する連邦財務省……（久保田秀樹）

た。税務当局は、2009年3月26日付のBMF添付通達でこの問題に応えた。税務当局の帯域幅規制は、決算日の取引所相場が40%以上か、または連続する決算日に25%以上、調達原価より下落する場合にのみ継続が予測される価値減少を前提とすることができることを規定した。2011年7月5日付のBMF通達により、投資財産が上場された株式に主に投資される場合、投資持分において、それに対応した規定が適用されるとされていた。BFHは、この帯域幅規制を2011年9月21日の判決で却下した。BFHは、現在、決算日の相場が株式取得時点の相場以下に下落し、相場損失が5%という僅少限度（Bagatellgrenze）を超える場合、取引所で取り引きされる株式においては市場の情報効率的言明力に基づいて常に継続が予測される価値減少を前提とすることができるとしている（Hörhammer 2014, S. 497）。

最初に掲げたBMF通達草案は、同年7月16日に正式の通達「EStG第6条第1項第1号および第2号による部分価値減価記入；継続が予測される価値減少：価値回復命令」（BMF2014）（以下では単に通達と略す）として公表された。通達は、部分価値減価記入、継続が予測される価値減少および価値回復命令に関する上掲の2000年2月25日付のBMF通達および2009年3月26日付のBMF通達、その間出された変更通達および債務における相場変動と金融固定資産たる投資持分についてのその後の通達の言明をまとめている。特に、流動資産たる利付債券、固定資産たる上場された株式、および固定資産において主に株式に投資されている国内外の投資財産に対する保有持分における、予測される価値減少の継続性について、その間に示されたBFH判決が組み込まれている。

通達の構成は、以下の通りである。

- I. 部分価値の確定
- II. 継続が予測される価値減少
- III. 価値回復命令

IV. 債務

V. 適用時期

VI. 廃止される BMF 通達

ドイツの税務会計では、経済財 (Wirtschaftsgut) という用語が用いられるが (久保田2014, 41-42頁参照)、本稿では、資産という用語に置き換えている (なお、税法等の条文は除く)。部分減価記入の許容性の問題は、資産の種類に従う。したがって、実務では、固定資産および流動資産、株式または利付債、土地、債権、債務、直接投資または投資ファンドでの部分価値減価記入は区別されねばならない (Hannig 2014, S. 752)。通達の特徴は、従来より明確に様々な資産間を区別して、継続が予測される価値減少について例示をもって解説している点にある。本稿では、ドイツにおける部分価値減価記入に関する、当通達について考察する。

II ドイツ商法 (HGB) による取得原価主義といわゆる低価主義

ドイツでは取得原価主義は、実現原則から生じるものとされ、それは、正規の簿記原則 (GoB) の基礎となる慎重性原則の特別な現われとされる (Küting/Lauer 2013, S. 1185)。取得原価主義の概念は、同時に、取得された資産の取得原価、および製造された資産の製作原価に用いられる。その際、これらの2つの数値は、まず、根源的評価尺度であり、そのため、資産の評価は、他の評価規定が、より低い評価を規定または許容しない限り、これによって行われねばならない。同時に、取得原価または製作原価は絶対的価値上限であり、それは、債権者の利益のために超えられてはならない (Küting/Lauer 2013, S. 1185)。この上限は、ドイツ商法典 (HGB) 第253条第1項第1文に明文化された取得原価主義によって保証されており、それによると、資産は (継続された) 取得原価または製作原価を上限として計上されねばな

ドイツにおける部分価値減価記入に関する連邦財務省……（久保田秀樹）

らないとされる。さらに、継続評価ないし当初の取得原価または製作原価の継続については、原則として、（継続された）取得原価および（関連する）決算日価値より低い価値を記載することを規定する、いわゆる低価主義が顧慮されねばならない（Küting/Lauer 2013, S. 1185）。

債務については、比喩的意味での「取得原価」が、金額の価値下限となる。これは、債務に対して、低価主義に類似して適用される最高価値原則との関連において適用され、最高価値原則は、実現原則ならびに不均等原則に対応する（Küting/Lauer 2013, S. 1185）。これに対して、引当金の評価に対する取得原価および最高価値原則の妥当性は、ドイツで激しく議論され、結局、会計法現代化法（BilMoG）により狭義の解釈に縮小された（Küting/Lauer 2013, S. 1185）。その解釈とは、特に（持続的に）減少する履行金額の顧慮を結果としてもたらした。すなわち、入口価値は、取得原価主義から離反し価値下限ではないが、立法当局が BilMoG の理由書において引当金の割引の個別企業の利子率への指向を慎重性原則および最高価値原則との不一致のため、明確に拒絶し、したがって引当金評価の枠内で依然としてそれに一定の意義を認めていることが確認できるとされる（Küting/Lauer 2013, S. 1185）。

すなわち、当概念が喚起するように、継続された取得原価は、法的に固定された適応により、更新された原初的価値評価額に相応する。その際、有形固定資産たる償却可能資産において HGB 第253条第3項第1文により計画的減価償却が行われねばならない。その上さらに、償却可能性とは関係なく、HGB 第253条第3項第3文による計画外減価記入は、当資産の価値計上額を継続して、より低い公正価値での適用に資するものであり、その際、当資産は、当初の減価記入の理由が消滅した場合、（例外はあるが）場合によっては再び回復されねばならない。流動資産においては、減価記入は、価値減少の継続性に関係なく、相場価格または市場価格、あるいはそうした価格が無い場合、同様に公正価値で行われねばならない。

III 税務上の部分価値減価記入

税務上、固定資産および流動資産は、継続的価値減少が予測される場合、低い部分価値で計上することができる。いわゆる低価主義に類似したものである。すなわち、ドイツ所得税法 (EStG) 第6条第1項第1号および第2号には以下の規定がある。

「第6条(1) 第4条第1項または第5条により計上されるべき個々の資産の評価について以下のことが適用される：

1. 損耗する固定資産たる経済財は、調達原価または製作原価、もしくは損耗、控除の割増、特別償却、第6b条による控除および類似の控除だけ引き下げられた、原価に代替する価値で計上されねばならない。部分価値が、継続が予測される価値減少によって原価等より低い場合、その低い部分価値が計上される。部分価値とは、事業全体の取得者が、総購入価格の枠内で個別の経済財に割り当てられる金額である。その際、取得者が事業を継続することが前提とされる。納税義務者が第2文による低い部分価値で評価されうることを証明する場合を除き、過去の事業年度末に既に納税義務者の固定資産に属している経済財は、以降の事業年度には第1文により評価されねばならない。

2. 第1号で説明された事業体の経済財以外のもの（所有地、資本参加、流動資産）は、調達原価または製作原価、もしくは第6b条による控除および類似の控除だけ引き下げられた、原価に代替する価値で計上されねばならない。部分価値（第1号第3文）が、継続が予測される価値減少によって原価等より低い場合、その低い部分価値が計上されうる。第1号第4文が相応に適用される。(傍点筆者)」

ドイツにおける部分価値減価記入に関する連邦財務省……（久保田秀樹）

上掲の規定の各号の筆者が傍点を付した最後の文は、「価値回復命令」（Wertaufholungsgebot）と呼ばれている。

部分価値については、所得税ガイドライン（EStR）の指針6.7に以下の定義がある。

「部分価値概念。部分価値とは決算日の市場状況によって規定される、もっぱら客観的な価値である。経済財の構成や有用性が、事業所有者の特別な知識や技能に依存するかどうかは重要でない。」

部分価値は、原則として EStR の指針 6.7 以降に含まれる指示に従って確定されねばならない。それによれば、販売目的の商品の部分価値は、売却価格が下落している場合、遡及して確定することができるとされる。採算経営の事業体において売却価格が故意にコスト補償的に算定されない場合、部分価値減価記入は許容されない（テキスト番号 3）。

低い部分価値の立証義務は納税者にある。さらに、納税者は、継続が予測される価値減少に対する説明責任および査定責任を負う。その上、価値回復命令の枠内で、部分価値が評価上限以下に引き続きあるか、あるとすればどの範囲でかが立証されねばならない（テキスト番号 4）。

継続が予測される価値減少は、資産の価値の基準となる帳簿価値以下への予測される継続的下落を意味する。一時的な価値減少のみでは、部分価値減価記入には十分でないとされる（テキスト番号 5）。

価値減少の持続が予測されるのは、納税義務者が決算日の視点から客観的兆候に基づき、そのことを慎重に考慮に入れねばならない場合であるとされる。注意深くかつ誠実な商人の視点から持続性の否定理由以上の肯定理由が挙げられねばならない。原則として、資産の価値が企業における予測される耐用年数の大部分の期間、評価上限に達しない場合、継続が予測される価値減少を前提とすることができる。

特別な原因（例えば大災害または技術的進歩）による価値減少は、通常、継続するとされる。商法決算書作成の時点まで事業年度内の価値減少の事後的認識が顧慮されねばならない。商法決算書が作成されない場合、税務決算書の作成時点が基準となる。一方、決算日後の価値の後発的減少は認識されない（テキスト番号6）。すなわち、通達は、「事業年度内の価値の事後的認識」(Werterhellende Erkenntnisse)と「決算日後の後発期間内の価値の認識」(Wertbegründede Erkenntnisse nach dem Bilanzstichtag)とを従来より明確に区別している（Förster 2014, S. 387）。

継続が予測される価値減少の呈示は、従来と同様、各資産の種類に依存する（テキスト番号7）。すなわち、継続が予測される価値減少については、償却可能な固定資産、償却されない固定資産、流動資産のそれぞれについて、例示によって詳細に解説されている。以下では、各項目について、通達の規定を紹介しよう。

IV 償却可能な資産の部分価値減価記入

償却可能な固定資産については、決算日の資産の価値が、少なくとも残存耐用年数の半分の期間、計画的未償却残高以下である場合、継続が予測される価値減少を前提とすることができる（テキスト番号8）。残存耐用年数は、建物についてはEStG第7条第4項および第5項により、その他の資産については原則として法定耐用年数表によって規定されねばならない。納税義務者が、通常の事業上の耐用年数経過前に資産を売却する意図がある場合にも、このことは妥当する（テキスト番号8）。

通達のテキスト番号9では、上記の規定を以下の【例示1】を用いて解説している。

【例示1】（その1）

納税義務者が、100,000ユーロの調達原価で機械を取得した。耐用年数は、

ドイツにおける部分価値減価記入に関する連邦財務省……（久保田秀樹）

10年で、毎年の減価償却は10,000ユーロである。第2年度末に残存耐用年数8年において部分価値が30,000ユーロしかない。

【解釈】

30,000ユーロの部分価値減価記入が許容される。計画的減価償却における決算日の資産の価値が、5年後、すなわち残存耐用年数の半分以上経過後に初めて到達されるので、当価値減少は、継続が予測される。

【例示1】（その2）

第2年度末に残存耐用年数8年において部分価値は50,000ユーロである。他の条件は、【例示1】（その1）と同じ。

【解釈】

50,000ユーロでの部分価値減価記入は許容されない。計画的減価償却における決算日の資産の価値が、3年後、すなわち残存耐用年数の半分以上経過後より早期到達されるので、当価値減少は、継続が予測されない。

V 償却されない固定資産の部分価値減価記入

償却されない固定資産については、① 土地、② 固定利付債券、③ 上場株式、④ 固定資産たる金融投資として保有される投資ファンドの持分、⑤ 債権というように項目別に例示による解説が行われる。償却されない固定資産たる資産については、原則として、低い評価の理由の保持が予測されるかどうか焦点が向けられねばならない（テキスト番号11）。

① 土地

【例示2】

納税義務者は、産業廃棄物で汚染された土地の所有者である。所有地の当初調達原価は、200,000ユーロである。決算日に、鑑定人は、確定された産業廃棄物を根拠に、土地の価値を10,000ユーロで確定した。環境法により、納税義務者は原則として産業廃棄物を取り除く義務がある。但し、激しい環境汚染はないので、所轄官庁は、納税義務者が土地の現在の利用を変更する際に初めて損傷除去を要請するだろう。引当金の設定は、この理由で許容されない(テキスト番号12)。

【解釈】

鑑定人によって確定された価値までの、190,000ユーロの部分価値減価記入が許容される。確かに、納税義務者は産業廃棄物を取り除く義務が原則としてある。しかし、土地の事実上の利用変更を背景として、納税義務者が近いうちに当局によって損傷除去を要請されるとは予測されえない。したがって、決算日の視点から、継続が予測される土地の価値減少を前提とすることができる。後に、産業廃棄物が除去され、それによって土地の価値が上昇する場合、最大、当初調達原価までの増価記入が行われねばならない。

【例示3】

納税義務者は、砂利採取企業を経営している。当企業に所属する所有地は、一部分開発され、一部分再開墾され、再び、当初の農業利用に供されている。農用地の価格は一般的に下落しているので、納税義務者は、決算日に土地に対する部分価値減価記入を有効にした。税務署の確定後に調達原価が、埋立地の基準価格を超えた(テキスト番号13)。

ドイツにおける部分価値減価記入に関する連邦財務省……（久保田秀樹）

【解釈】

部分価値減価記入は、許容されない。農業地の市場での価格は、他の不動産価格と同様、市場要因による変動を受ける。そのため、価格変動は一時的価値減少である。この理由から、なお砂利採取がなされている土地についても、砂利採取がなされ、その後の再盛土が完成された時点までの価格が、再び、調達原価に達したり、さらにそれを上回るということはありません。

② 固定利付債券

【例示4】

納税義務者は、残余期間4年、事業経営に継続して役立てられ、額面金額の102%で取得された固定利付債券を保有している。当債券は、満期返済期に額面金額の100%で回収される。金利水準の持続的変動に基づいて、取引所相場は、決算日に、継続して満期返済額を下回り、決算日には、その98%でしかない（テキスト番号14）。

【解釈】

満期返済期に当債券は額面金額で現金化されるので、部分価値減価記入は額面金額の100%でしか許容されない。決算日での低い取引所相場は、当債券が満期返済期に額面金額の100%で現金化されるので、納税義務者にとって継続的でない（テキスト番号14）。なお、次の上場株式で適用される僅少限度（5%）は、当債券には適用されない。

③ 上場株式

固定資産たる上場株式においては、決算日の相場価値が株式取得時点における相場価値以下に下落し、相場損失が取得の際の相場の5%の僅少限度（Bagatellgrenze）を超え、かつ相場が決算書作成まで再び回復しない場合、

継続が予測される価値減少を前提とすることができる。部分価値減価記入が先に行われている場合、僅少限度の規定にとって、先に行われた決算日の決算書記載額が基準となる。

但し、例外として、株式の部分価値が、具体的かつ客観的に検証可能な根拠に基づいて、相場価格が実際の持分価値を反映しないことが前提とされうる場合には、(取得の場合に生じた取得付随費用を付加した)相場価値に従って規定することができない。例えば、相場がインサイダー取引によって影響される(操作される)か、または長期間にわたって評価すべき株式の取引が行われない場合が、このケースである。

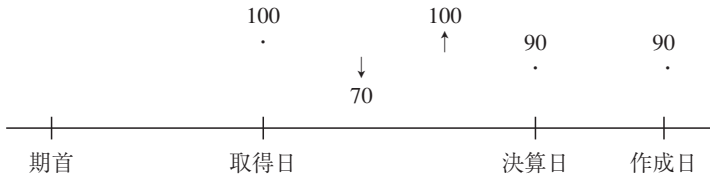
上場株式の部分価値減価記入について連邦財政裁判所(BFH)によって作成された原則は、取引所で取引されるが、額面金額で払い戻されない、株式指数関連の有価証券にも適用される。決算書作成日までに生じる相場変動は、決算日の株式の評価に原則として関係しない、価値に後発的に影響する(後発事象的価値減少)状況である。通達のテキスト番号16では、上記の規定を以下の【例示5】を用いて解説している。

【例示5】

納税義務者が上場されたX株式会社の株式を1株当たり100ユーロで取得した。株式は、継続して事業経営に役立つ、長期資本投資として規定される。

- a) 株式の相場が取得後70と100の間で変動する。決算日の相場価格は90ユーロである。決算書作成日の価値は同じく90ユーロである。

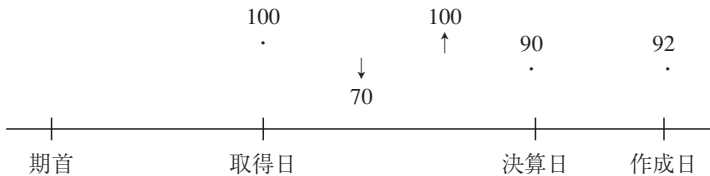
ドイツにおける部分価値減価記入に関する連邦財務省……（久保田秀樹）



【解釈】

取得時に比較して、決算日に5%以上の相場損失（10ユーロ）があるので、90ユーロでの部分価値減価記入が許容される。

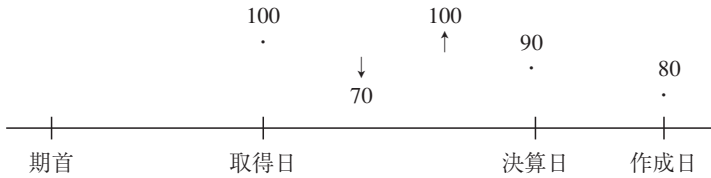
b) 決算書作成日の価値は92ユーロである。他の条件は、a)と同じ。



【解釈】

相場損失が取得時に比較して決算日に5%以上であり、かつ決算日後の価値展開、すなわち相場回復が後発事象的価値減少の状況としては問題とならないので、90ユーロでの部分価値減価記入が許容される。

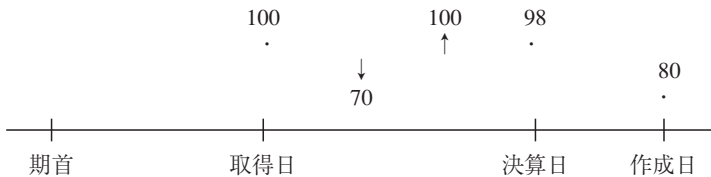
c) 決算書作成日の価値は80ユーロである。他の条件は、a)と同じ。



【解釈】

相場損失が取得時に比較して決算日に5%以上であり、かつ決算日後の価値展開、すなわち相場の更なる下落は問題とならない。したがって、部分価値減価記入は80ユーロではなく、90ユーロである。これは、通達が「事業年度内の価値の事後的認識」と「決算日後の後発期間内の価値の認識」とを明確に区別している結果である。

- d) 株式の相場が取得後70と100の間で変動する。決算日の相場価格は98ユーロであり、決算書作成日の価値は80ユーロである。



【解釈】

相場損失（2ユーロ）が取得時に比較して決算日に5%以上でないので、部分価値減価記入は許容されない。決算日と決算書作成日との間の認識は、継続が予測される価値減少の確定の際、顧慮されない。したがって、80ユーロでの部分価値減価記入もできない。

ドイツにおける部分価値減価記入に関する連邦財務省……（久保田秀樹）

④ 固定資産たる金融投資として保有される投資ファンドの持分

上述の「③上場株式」で、固定資産たる上場株式の評価のために作成された原則は、上場された株式に投資財が主に投資されている場合、対応して、公開投資資産および特別投資資産における、固定資産として保有される投資財産に適用されねばならない。その価値の50%以上が決算日に株式に投資されている場合、投資財が主に上場株式に投資されているとされる。決算日の投資財産における投資者の実際の関係が考慮されねばならない。評価すべき投資持分自体が上場されているかどうかは重要ではない（テキスト番号17）。

投資持分が取得される価格（発生する取得付随費用を加算した支出価格）が各決算日現在の調達原価から5%（僅少限度）以上下落している場合、EStG 第6条第1項第1号第2文の意味での継続が予測される価値減少を前提とすることができる（テキスト番号18）。

⑤ 債権

【例示6】

納税義務者は、Y株式会社の額面価値100の債権を有している。予想されない支払不能のためにY株式会社は、事業年度中に不渡りを出した。そのため、決算日に納税義務者の債権は20%の金額でしか回収することができない。決算書作成の時点までに、Y株式会社は、予測に反して債権の30%の金額を保証している。20%の入金のみが圧倒的確率で当てにできるにすぎないので、納税義務者の債権の80%の額の部分価値減価記入が許容される。確かに当債権は、決算書作成の時点までに保証の形成によって事後的に価値を獲得する。しかし、この（決算日後に生じた）事象は、後発事象的なものにすぎず、したがって追加的認識としては顧慮されることはない（テキスト番号14）。

固定資産において保有されている債権のゼロ金利に基づく価値は、継続が予測される価値減少ではなく、そのため部分価値減価記入とはならない（テキスト番号21）。

VI 流動資産

流動資産たる資産は、事業に継続して役立つものではなく、通常、販売や費消のために保有される。継続が予測される価値減少にとっては販売または費消の時点で特別の意味がある。決算書の作成または、その後の販売もしくは費消時点まで価値減少が持続する場合、価値減少の継続が予測される。この時点までの事業年度内の価値の事後的認識は、資産の継続が予測される価値減少の、決算日の判定に組み込まねばならない。決算日後で、かつ決算書作成日までの上場株式会社における相場変動は、価値変動の後発事象的狀況であるため認識されない（テキスト番号22）。

額面金額で債権を保証する固定利付債券の場合、通常、継続が予測される価値減少とはならない。債券が流動資産に属する場合も、このことが妥当する。相場下落のみによる額面金額以下の部分価値減価記入は、額面金額の償還に関する変動リスクおよび流動性リスクが存在せず、当債券が最終満期返済期にその額面金額で回収される場合、通常、許容されない（テキスト番号23）。

【例示7】

納税義務者は、流動資産に額面価値100ユーロの固定利付債券を102ユーロで取得しており、満期返済期に額面価値の100%で回収される。金利水準の変動により決算日の取引所相場は額面価値の98%でしかない。決算書作成の時点までに取引所相場は98.5%まで回復している（テキスト番号24）。

ドイツにおける部分価値減価記入に関する連邦財務省……（久保田秀樹）

【解釈】

流動資産中に固定利付債券が保有されているという事実は、継続が予測される価値減少の判定には特別な意味はない。固定資産たる固定利付債券の場合（【例示4】参照）も同様に、当債券が満期返済期に額面価値で回収されるので、100ユーロでの部分価値減価記入しか許容されない（テキスト番号24）。

【例示8】

納税義務者はX株式会社の株式を1株当たり100ユーロで取得している。決算日の当株式の相場価格は、以下の額に下落した。

- a) 1株当たり90ユーロ
- b) 1株当たり98ユーロ

決算書作成時点での価値は80ユーロである（テキスト番号25）。

【a）に対する解釈】

相場損失が、取得時に比較して決算日に5%（僅少限度）以上になっており、決算日後の相場展開、すなわち相場の更なる下落は問題とならないので、90ユーロでの部分価値減価記入が許容される。これは、【例示5】のc）に対する【解釈】に準ずるものである。

【b）に対する解釈】

上場された流動資産の場合も5%の僅少限度が基準となるが、それに達していないので、部分価値減価記入はできない。これは、【例示5】のd）に対する【解釈】に準ずるものである。

VII 価値回復命令

前述の価値回復命令に基づいて、資産の部分価値が部分価値減価記入後、再び上昇する場合、(価値上昇の原因に依らず)許容された控除分だけ引き下げられた調達原価または製作原価、もしくは代わりに記帳されている価値(評価上限)に到達するまでの増価記入が行われる。

その際、以前の部分価値減価記入に対する具体的理由が消滅しているかどうかは重要でない。他の理由による部分価値の増価も決算書記載額の修正につながる(例えば、納税義務者が継続的価値減少を証明できない、または証明しない場合)。以前の部分価値減価記入が税務上有効でないか、完全には有効でない場合も同じことが妥当する(テキスト番号26)。

原則として、納税義務者は、適合した基礎(調達原価または製作原価)を用いて評価上限を証明しなければならない。とりわけ、建物のない土地の場合、所轄の土地登記所にある公証契約を用いることができる。税務署が(例えば、そこにある基礎を根拠として)より高い評価上限を示す場合を除いて、調達原価または製作原価が証明され得ない場合、現有の最古の決算書において開始価値として呈示された帳簿価値が評価上限とみなされる(テキスト番号27)。

VIII 債 務

1. 原則

債務は、EStG 第6条第1号第3文前半により、EStG 第6条第2号の規定の意味に即した適用を受けなければならない。したがって、相場変動を受ける債務(例えば、外貨建債務)は、本通達で借方資産に対して樹立された原則の顧慮の下、以下のように評価されねばならない(テキスト番号29)。

債務は、その履行金額で記載されねばならない(HGB 第253条第1項第2

ドイツにおける部分価値減価記入に関する連邦財務省……（久保田秀樹）

文に関連した EStG 第 5 条第 1 文)。返済義務の金額が特定の相場価値に依存する場合（例えば、外貨建債務）、原則として、債務が発生した時点での価値が基準となる（外貨建債務の場合、対応する為替相場）。継続が予測される相場価値の上昇の前提の下でのみ、その後の決算日において高い価値で記載することができる（EStG 第 2 号第 2 文との関連での第 6 条第 1 項第 3 号第 1 文）。

継続が予測される債務の相場価値の上昇は、債務の発生の際の相場と比べて為替相場が持続的に上昇する場合にのみ、存在する。納税義務者は、決算日の視点から客観的徴候に基づいてその変動を重大に考慮しなければならない場合、当変動は継続が予測される。注意深くかつ誠実な商人の視点から、持続性の否定理由以上の肯定理由が挙げられねばならない。残余償還期間が、少なくとも10年の外貨建債務の場合、外貨の相場上昇は、継続が予測される部分価値増価記入の理由とならない。なぜなら、為替変動は通常、調整されるからである（テキスト番号31）。

外国通貨市場での通常の為替相場変動は、債務のより高い記載額の理由とならない（テキスト番号32）。

2. 継続的取引からの債務

各個別ケースの状況に従って、債務が継続的取引に分類できるものであり、そのため事業資本を継続して強化するものでない場合、債務の弁済もしくは受入の時点には、継続が予測される価値増価にとって特別な意味はない（テキスト番号33）。

連邦財政裁判所（BFH）の判決に拠れば、「継続的取引からの債務」という概念は、次のメルクマールによって特徴づけられる（テキスト番号34）。

- ・その発生が、個々に決定可能な、事業の種類にしたがって常に繰り返され、固定資産の調達または製作に関連のない、継続的営業事象に経済的

に密接に関係している。

- ・この関係が、債務の返済まで保持される。
- ・債務が、継続的営業事象の種類にしたがって、一般的に通常の期限で返済される。

継続的取引からの債務との関連において為替相場上昇が、決算書の作成時点まで、または後の返済時点もしくは借り替え時点まで持続する場合、価値増価の継続の予測を前提とすることができる。商法決算書が作成されない場合、税務決算書の作成時点が基準となる。一般的展開、例えば外国通貨市場での為替相場変動は、追加的認識として、決算日の債務の継続が予測される価値増大の判定に組み込まれねばならない(テキスト番号35)。

IX 結 び

通達は、本稿で見てきたように、償却可能資産についても部分価値減価記入について規定しているが、国際化され、且つ一部ボラティリティの高い資本市場に直面している現在、特に税務決算書における有価証券および投資ファンドの評価が大きな意味を持つ。部分価値減価記入は、企業の収益状況に直接影響するので税務当局によって認可される際、決まって論争が生じるとされる。

ドイツでは、本稿で見てきたように、固定資産および流動資産たる上場株式においては、決算日の相場価値が株式取得時点における相場価値以下に下落し、相場損失が取得の際の相場の5%の僅少限度を超え、かつ相場が決算書作成まで再び回復しない場合、継続が予測される価値減少を前提とすることができる。そして、通達は、「事業年度内の価値の事後的認識」と「決算日後の後発期間内の価値の認識」とを従来より明確に区別している。投資財産が上場株式に主に投資されている、投資ファンドについても同様である。

ドイツにおける部分価値減価記入に関する連邦財務省……（久保田秀樹）

なお、満期返済期に額面金額で現金化される債券については、固定資産であっても流動資産であっても部分価値減価記入は額面金額の100%でしか許容されない。

【参考文献】

Bundesministerium der Finanzen 2014, “Teilwertabschreibung gemäß §6 Absatz 1 Nummer 1 und 2 EStG; Voraussichtlich dauernde Wertminderung, Wertaufholungsgebot”, <http://www.bmf-schreiben.de>.

Förster, Guido 2014, “Der BMF-Entwurf zu Teilwertabschreibungen – Überblick und Einschätzung-”, *DB* Nr. 8.

Hannig, Till 2014, “Neufassung des sog. Teilwerterlasses: noch viel Fragen offen”, *BBNr.* 13.

Hörhammer, Evelyn 2014, BB-Kommentar “Anpassungen an aktuelle BHF-Rechtsprechung”, *BB* Nr. 9.

Küting, Kahrleinz/Lauer, Peter 2013 “Die Bedeutung des Anschaffungskostenprinzips und die Folgen seiner Durchbrechung”, *DB* Nr. 22.

久保田秀樹 2014 『ドイツ商法現代化と税務会計』 森山書店。